

指定通院医療機関の確保

1. 指定通院医療機関選定の基本的考え方（部局長会議資料既述）

- 指定通院医療機関は、地域の基幹病院として、各都道府県に最低2か所、人口100万人あたり2～3か所程度を指定する予定。
- このうち、精神医療を専門に行う都道府県立病院は基本的に全て候補とする方針であり、目標確保数からの不足分は、一定水準の医療が提供できる民間医療機関等の中から指定することを予定。

2. 民間等における指定通院医療機関について

- 「一定水準の医療が提供できる医療機関」としては、次を想定。
 - ① 訪問看護を実施している医療機関 かつ 看護配置基準が3：1以上である医療機関
 - ② 看護配置基準が3：1以上である医療機関
- 各都道府県においては、上記基準を満たす各都道府県の民間医療機関*のうち、都道府県立病院との地理関係等も勘案しつつ、指定通院医療機関候補として適当と考えられる医療機関について御検討いただきたい。

* 域内に基準を満たす医療機関が不足している場合には、同等程度の水準の医療を確保できる医療機関について御検討いただきたい。